



常陸太田市告示第92号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年5月23日

常陸太田市長 大久保 太 一

記

1. 都市計画の種類

土地区画整理事業の決定

地区計画の決定

2. 都市計画を決定する土地の区域

常陸太田市金井町字江向の一部、塙町字鯉沼及び字西鯉沼の各一部、中城町字西鯉沼の一部、馬場町字倉町の全部、字柳町、字香升、字北香升、字小野下の各一部

3. 縦覧場所

常陸太田市役所 建設部都市計画課

日立都市計画 土地区画整理事業の決定
(常陸太田市決定)

平成 30 年度

常陸太田市

日立都市計画 土地区画整理事業の決定(常陸太田市決定)

日立都市計画 常陸太田市東部土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	常陸太田市東部土地区画整理事業			
面 積	約 26.1ha			
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	備 考
		幹線街路	3・5・84 新宿西宮線	都市計画道路
		幹線街路	3・5・85 栄町西宮線	
	地区内の区画道路及び歩行者専用道路については適宜配置する。			
	公 園 及 び 緑 地	種 別	名 称	備 考
		近隣公園	3・3・101 金井近隣公園	都市計画公園
	地区内の緑地については適宜配置する。			
その他の 公共施設	地区内の雨水排水については、地区内の調整池に流入させたのち、地区西側の公共下水道2号雨水幹線に放流する。 汚水排水については、公共下水道に接続し、処理する。 上水道については、常陸太田市上水道から給水を受ける。			
宅地の整備	<input type="checkbox"/> 土地利用 本地区は、常陸太田市第6次総合計画において、産業振興拠点の拡大を図るなど魅力ある市街地づくりのため整備を促進する地区として位置づけられており、国道349号バイパスの沿道という地区特性を生かし、商業・業務機能を集積した新たな市街地の形成を行う。 <input type="checkbox"/> 街区の規模 土地利用計画に基づき、土地の有効利用が図られるよう適正な街区規模を設定する。 <input type="checkbox"/> 宅地の整地 道路計画高及び排水計画等を考慮し、周辺地形との整合性を踏まえた造成を行う。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

広域的な幹線道路の整備の進展等を生かした商業・業務拠点の形成を目指し、本案のとおり土地区画整理事業を決定し、健全な都市の発展を促進するものである。

日立都市計画 土地区画整理事業の決定



【決定理由】

広域的な幹線道路の整備の進展等を生かした商業・業務拠点の形成を目指し、土地区画整理事業を決定し、健全な都市の発展を促進するものである。

【市決定】・土地区画整理事業の決定

常陸太田市東部地区 約26.1ha

同時決定

【県決定】・区域区分の変更

(市街化調整区域→市街化区域 約28.9ha)

【市決定】・用途地域の変更

((市街化調整区域) 約28.9ha→準工業地域 約28.9ha)

・地区計画の決定(約28.9ha)

・公共下水道の変更

(常陸太田公共下水道:排水区域の追加 約29ha)

・公園の変更(約1.8ha)

常陸太田市役所

凡例



土地区画整理事業を決定する区域